

工業製品等の放射線測定に関するご案内

福島原発事故の影響により、我が国の工業製品等について輸出先から放射線検査を求められるといった事例が発生していることから、産業支援の一環として、企業の工業製品等の放射線測定を行います。

実施機関	測定は、対象物の種類に関わらず、次のいずれの機関でも受け付けますので、それぞれの放射線測定担当者まで、まずはお電話でご連絡ください。		
	◆産業技術研究所 技術開発部・食品産業技術センター〔松山市〕	TEL 089-976-7612	
	◆ " 繊維産業技術センター〔今治市〕	TEL 0898-22-0021	
	◆ " 紙産業技術センター〔四国中央市〕	TEL 0896-58-2144	
対象物	企業が製造及び出荷する工業製品及び加工食品等で、次の項目を満たすものです。 ◆依頼者が車両で実施機関に搬入し、当日中に搬出可能なもの ◆原則として大きさが1m×1m×1m以下で、重量が30kg以下のもの ◆1企業1申請につき10試料以内		
測定内容	対象物の表面における放射線（ガンマ線）を測定し、報告書に記載して発行します。 ◆単位：計測数（cpm）又は線量当量率（ μ Sv/h）を依頼者が選択 ◆表記：日本語・英語又は両方を依頼者が選択 ◆機器：シンチレーションサーベイメータ 日立アロカメディカル(株)製 TCS-172B		
手数料 <1試料>	区分	県内企業 (県内に本社・事業所等のある企業)	県外企業
	期間	被災5県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木)	左記以外
	2025年3月31日まで	無料	10,780円
	2025年4月1日以降	5,390円	10,780円(*)
	◆謄本料は1部につき700円です。(県内、被災5県は減免)日本語と英語両方の報告書が必要な方は、1申請あたりの手数料+謄本料が必要です。 ◆手数料の無料化に当たっては、申請手続きが必要となります。(*2024年度以降も県内企業と同額とした場合は5,390円)		
注意事項	◆必ず、事前にお電話でご連絡いただき、測定日時などについて放射線測定担当者にご協議ください。事前にご連絡のない試料の持ち込みは受付をいたしません。 ◆試料は、内容が飛散しないように、ポリ袋又はポリエチレン容器等で包装し、車両にて搬入してください。 ◆食品*、農作物、液体の測定はできません。これらの測定は民間企業をご紹介します。 (* 瓶詰めのお酒や包装済み加工食品などの表面測定であれば可能です。) ◆現地へ出張測定は行いません。 ◆一般消費者の方からのご依頼は受付をいたしません。 ◆試料は、ご連絡した測定日に搬入いただき、測定終了後、搬出していただきます。 ◆本測定の前にスクリーニングを行います。ここで一定以上の値を示した試料は、本測定を行わず、搬出していただきます。この場合は、手数料は必要ありません。 ◆測定結果の報告書は、後日発行いたします。郵送を希望される場合は、返信用封筒(切手貼付と住所・宛名を記載)を提出してください。 ◆報告書の発行後に、次の測定のお申し込みができます。 ◆測定結果は、集計結果などに匿名形式で公表される場合があります。		
申請様式 報告書見本	研究所のホームページからダウンロードできます。 愛媛県産業技術研究所 ←検索 https://www.pref.ehime.jp/page/95761.html		

